

◆業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）令和7年度第3四半期分

整理番号	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額(円) (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)
1	財務会計システム及び人事給与システム 更新作業業務委託	情報処理	日本電気（株）	9,424,800	令和7年10月24日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	G 4
2	令和7年度 I P無線機長期借入	情報処理用機器	テレネット(株)	5,418,292	令和7年12月11日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	G 3 0

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

財務会計システム及び人事給与システム更新作業業務委託

### 2 契約の相手方

日本電気株式会社

### 3 隨意契約理由

大阪広域環境施設組合（以下「本組合」という。）において現在利用している財務会計システム及び人事給与システム（以下「本システム」という。）は、日本電気株式会社が構築し、同社が平成27年4月1日以降これまで同システムのサービス提供を行っている。

本業務は、本組合の本システムのうち、人事給与システムにおいて、子ども・子育て支援法等の法改正対応版パッケージの適用作業を実施し、庶務事務システムにおいて、令和8年3月から使用を開始するオンラインタイムレコーダー（以下「OTR」という。）及びOTRの管理を行うソフトウェアと出退勤データの取込等の連携を行えるようにシステム更新を行う業務であり、既存システムと密接不可分の関係にあることから、本システムのハードウェア及びソフトウェア、情報通信環境等を十分把握した上で行う必要がある。また、本システム更新後の安定稼働に対しても一貫して責任を持たせる必要がある。

以上のことから、業務を遂行できる事業者は本システムを構築し、サービス利用契約を締結している同社のみであるため、日本電気株式会社と特名随意契約を行う。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪広域環境施設組合 総務部総務課

（電話番号 06-6630-3185）

## 随意契約理由書

1 案件名称 I P 無線機長期借入

2 契約の相手方 テレネット株式会社

3 隨意契約理由

1) 製品指定理由

現在調達が可能な I P 無線機は複数の機種があるが、次期無線機の選定にあたり、新機種に求められる機能等を精査した結果、次の 4 点が I P 無線機の選定にあたって特に重視すべきであるとの結論に至ったものです。

具体的には、1 点目として、工場施設内においても安定した通信・通話が可能であること、2 点目として、災害発生等によって通常の電話回線等が規制される状況下であっても安定した通信・通話が利用可能となるよう法人専用の通信帯域が確保されていること、3 点目として、非常事態発生時の使用に備えて、マニュアルを読まなくてもタッチパネルで容易に操作できる高い操作性を有すること、4 点目として、被災状況等を迅速に情報共有するために画像や動画の共有が可能であることが挙げられます。

まず、通信・通話の安定性については、令和 7 年 7 月中旬に関係施設においてハザードトーク M 1 の実機テストを実施し、地下フロアの一部を除く施設内ほぼ全ての場所において安定した通信・通話が可能であることを確認しております。次に、災害発生時における通信・通話についてですが、ハザードトーク M 1 を提供するテレネット株式会社は、大手通信会社の通信網の中でも、法人専用の通信帯域を利用するなど能登半島地震被災支援等でも活用実績を有していることを確認しております。続いて、機器本体の操作性については、現在調達可能な I P 無線機の中で唯一の全画面型端末であるハザードトーク M 1 が、画面に表示される項目をタッチパネルで操作することができるなど、他の端末と比較しても非常に高い操作性を有すると考えております。

最後に、災害時の的確な支援判断に必要となる「現場の見える化」についても、ハザードトーク M 1 であれば、無線機本体に搭載されたカメラで撮影した画像や動画を直接共有することができるため、迅速に被災状況等の情報を共有することが可能となります。

これらを総合的に勘案し、全ての要件を満たす I P 無線機は、テレネット株式会社の「ハザードトーク M 1」のみであるとの結論に至ったことから、製品指定を行うものであります。